

横浜市立鶴見小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 5 日策定（令和 6 年 3 月 29 日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

- ・いじめの定義は国の基本方針・横浜市いじめ防止基本方針と同様の解釈

【いじめの定義】

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

《いじめ防止等に向けての基本理念》

鶴見小学校の学校目標「つよいつよいつるみっ子 力を合わせるつるみっ子 まちが大すきつるみっ子」を念頭に置き、自分のよさや友だちと協同するよさに気付いて集団生活を楽しいものにしようとする子どもや、人々の思いに気付いて主体的に実現しようとする子どもを育てます。

いじめは、子どもたちの健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものであり、全職員が同じ認識をもつ必要があります。そこで鶴見小学校では、国の基本方針および横浜市いじめ防止基本方針に則り、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性があるもっとも身近で深刻な人権侵害であることを念頭に置き、（1）いじめの未然防止、（2）早期発見・早期対応、（3）適切な対処・措置の 3 つの視点から具体的な取組を推進していきます。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

管理職・教務主任・児童支援専任・学年主任・養護教諭・担任

（必要に応じて SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）などの心理や福祉の専門家の参加を求める。）

② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上定期的に開催し、会議録を作成・保管する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・管理職は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成や反省、修正を行う。

③ 委員会の活動内容

（1）いじめの未然防止

- ・誰もが安心して登校できる学校、誰もが安心して参加できる授業づくりに取り組む。

- ・Y-P（横浜プログラム）などを利用し一人ひとりの特性や課題を理解し、温かい学級風土づくりを行う。
- ・善悪の判断や社会的な規範意識の醸成を目指した指導方針や方法について共通化する。

（２）いじめの早期発見・早期対応

- ・鶴見小学校スタンダードをもとに学校のルールを共通化し、いじめのきっかけをなす行為を見逃さない体制づくり。
- ・学年研や重点研で気になる児童とその対応が話題となるようにするとともに、毎月の職員会議において各学年から気になる事案や児童を挙げ、全教職員でいじめを見逃さない協力体制をとる。
- ・指導部会を通して、各学年からいじめ事案についての報告や気になる事案についての報告を行い、小さな事案でも見逃さない体制づくり。
- ・生活アンケートを定期的実施し児童の生活状況を把握するとともに、懸念材料（もの隠し、机はなし、〇〇菌、グループはずしなど）にはすべて聞き取りを行い、丁寧な対応と迅速な指導を行う。その際、被害児童や報告児童が安心して学校生活を送れるように十分配慮する。
- ・横浜市の「いじめ防止メソッド」の冊子を使って、教職員に「いじめの起こり難い学校づくり」の研修を行い、教職員の意識の共通化を図る。

（３）取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・検証・修正
- ・校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校の実情に即して適切に機能しているかの点検と、学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルによる見直し）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対応

①いじめの未然防止

- ・年度当初より、児童との信頼関係を構築できるよう児童とのかかわりを十分に行う中で児童をよく観察する。また、学年での意見交換や情報交換を密に行う。
- ・家庭訪問（４～５月）、個人面談を実施することにより、保護者と顔の見える関係を築く。
- ・学校カウンセラーと情報の共有を行うとともに必要な連携を積極的に行い、専門的な支援を受ける。
- ・つるみっ子会議を通して、各委員会が一年間計画的によりよい集団作りや自己有用感の高揚を図る活動をする。
- ・人権委員が中心となり、日常的なあいさつ運動に取り組むとともに、児童の中からお互いが尊重されるようなことを意識するような提案や発表を行う。
- ・「Y-P（横浜プログラム）」のプログラム指導集を活用して、年度初めや年間を通して子ども達に指導プログラムを行う。
- ・重点研究やメンター等の授業研を通してY-Pを活用し、個人・集団に必要なスキルを身に付けるための研修を行う。

②いじめの早期発見

- ・学校全体で、いじめはどのクラスでもどの集団においても起こりうることだという認識をもち、職員

の人権感覚を磨く。また、常時職員間で児童のことを話題にできる職員の間人関係を構築する。

- ・ Y-P アセスメントシートによる支援検討会を行う。(5月、11月) 5月に行ったアセスメントを基に、学級経営方針に生かす。
- ・ いじめ防止委員会を月1回開き、いじめと思われる行為について情報共有して対策を立てる。
- ・ 職員会議の児童指導の中でいじめについての報告もし、全職員でいじめについて共有して対応できるようにしておく。
- ・ 生活アンケート(6~7月)、全市いじめ解決一斉キャンペーンアンケート(5月・12月)による集計と見取り、聞き取りの実施。
- ・ 家庭訪問(4~5月)、個人面談、教育相談(年3回)の実施による保護者との連携。子どもの思いを聞けるようにする。

③いじめに対する措置

- ・ いじめが起きた場合は、直ちに学校長に報告し、「いじめ防止対策委員会」を招集し、必要に応じて外部機関と連携し、情報の共有、対応方針と役割分担の決定を行い迅速に組織的に対応する。
- ・ いじめが起きた場合には、被害児童及び保護者への支援ができるように役割分担をする。また、加害児童及び保護者への指導、必要ならば支援を行う。
- ・ 必要に応じて、保護者への協力を得て、警察署等関係機関との連携を行い対応する。

④いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること。
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ 上記の要件が満たされるまで、学年、専科等の全職員で被害、加害児童を見守る。
- ・ 被害児童が3か月経った後も被害がないか確認し、その後も継続して見守る体制を取る。
- ・ 加害児童に向けての支援として、解決後も声かけをして常に様子を把握できるようにする。

⑤教職員等への研修

- ・ 誰もが安心して参加できる授業づくりに向けて、職員間で研修を行う。また、ネットトラブルに対する研修を行う。
- ・ 防犯教室・サイバー教室を通して、「やっていいこと悪いこと」や「インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育」を実施する。
- ・ 「いじめ防止メソッド」を使用して、いじめ根絶に向けた職員研修を実施する。
- ・ 小中合同の児童理解研修を実施する。三校(鶴見中ブロック)専任が輪番で担当。

⑥学校運営協議会の活用

- ・ H30年度から発足後、鶴見小学校いじめ防止基本方針の内容について確認する。
- ・ いじめの問題や学校の抱える課題等を、保護者・地域と連携・協働して取り組む。

⑦取組の年間計画

月	取組内容
年間	・いじめ防止委員会（月 1 回以上） ・職員会議でのいじめ事案報告 ・いじめ防止についての職員研修
4 月	・入学式で保護者への説明 ・学年懇談会 ・学級開きで YP（横浜プログラム）指導プログラム実施 ・年間計画と重点指導内容等の確認と引継 ・職員会議（いじめの定義確認） ・家庭訪問（4～5 月）
5 月	・家庭訪問（4～5 月） ・学校説明会 ・学校運営協議会 ・防犯、サイバー教室実施・東部地域療育センターコンサルテーション ・YP アセスメント実施及び YP 支援検討会実施 ・いじめ解決一斉キャンペーン（記名式アンケート） ・教育相談
6 月	・生活アンケート実施 ・学家地連
7 月	・地区懇談会 ・個人面談（保護者・三者も可） ・職員人権研修 ・横浜子ども会議（中学校ブロック①） ・療育センター職員研修
8 月	・鶴見中ブロック三校合同児童理解研修（専任担当） ・専任夏季研修に基づく校内研修 ・長期休暇明け教育相談（児童）（8 月～9 月）
9 月	・長期休暇明け教育相談（児童）（8 月～9 月）
10 月	・鶴見中ブロック三校合同研修（教務担当）
11 月	・横浜子ども会議（中学校ブロック②）・東部地域療育センターコンサルテーション ・YP アセスメント実施及び YP 支援検討会実施
12 月	・人権週間 ・人権集会 ・いじめ防止月間の取組 ・いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式アンケート） ・教育相談 ・個人面談（保護者）
1 月	・鶴見中ブロック三校合同研修（人権担当）
2 月	・学校報告会 ・学校運営協議会
3 月	・年間の振り返り ・新年度への引継ぎ

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回は点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。(PDCA サイクル)
- ・必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6 参考資料

(1) 「横浜市いじめ防止基本方針」(平成 29 年 10 月改定)

(2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成 29 年 3 月 14 日改定)